

新訂版 事例で学ぶコンプライアンス 第2版

法改正等による変更点 (2018年10月1日現在)

下線部分が変更となった箇所です。

Unit 2 コンプライアンスと職場

事例15 「それはセクハラですよ」

P32・33 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」の改正 (平成29年1月1日から適用) により、「正規労働者」は「正規雇用労働者」に、「非正規労働者」は「非正規雇用労働者」に改められた。

解説① 職場におけるセクハラ

(P32 下から2行目) また、雇用管理上の職場におけるセクハラについての措置対象者は全労働者であり、正規雇用労働者、非正規雇用労働者、派遣労働者がすべて含まれます。

Unit 4 コンプライアンスと情報

事例47 ウチの会社も個人情報取扱事業者ですか？

P101 改正個人情報保護法の全面施行 (平成29年5月30日) により、個人情報取扱事業者の適用除外が廃止された。

解説② 個人情報取扱事業者の定義

(P101 上から2行目) 例外として、過去6カ月以内に一度も、当該個人情報データベース等を構成する個人情報から識別できる個人の合計数が5,000人分を超えたことのない事業者は除外されていましたが、個人情報保護法の改正により、現在は、この例外は廃止されています。

事例48 過去に実施したアンケートの回答者に新規商品のダイレクトメールを出したら？

P103 改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が改正されています。また、個人情報保護法の改正により、罰則の内容および条文の番号が変更された。

根拠法令等▶（2行目）金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年金融庁告示第1号）

罰則例等▶個人情報の利用目的による制限・取得時の利用目的の通知・公表の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法42条）、命令に違反した場合には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます（同法84条）。同時に会社も30万円以下の罰金に処せられます（同法87条1項）。

事例49 個人データの入った会社のパソコンを持ち出して紛失したら？

P105 改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により、罰則の内容および条文の番号が変更された。

罰則例等▶個人データに関する安全管理措置の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法42条）、命令に違反した場合には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます（同法84条）。同時に会社も30万円以下の罰金に処せられます（同法87条1項）。

事例50 業務委託先から個人データが漏れてしまったら？

P107 改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月30日）により、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」他、各省庁のガイドラインが廃止され、個人情報保護委員会が定めるガイドライン（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」他3編）に一元化された。また、個人情報保護法の改正により、罰則の内容および条文の番号が変更された。

根拠法令等▶（3行目）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

罰則例等▶個人データ取扱委託先に対する監督等の義務に違反した場合、個人情報保護委員会からは是正を勧告・命令されることがあり（個人情報保護法 42 条）、命令に違反した場合には、6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処せられます（同法 84 条）。同時に会社も 30 万円以下の罰金に処せられます（同法 87 条 1 項）。

事例54 新商品を販売して半年が経過したが、売れ行きが良いので特許を出願したら？

P115 改正特許法の施行（平成 30 年 6 月 9 日）により、特許取得の要件の一つである新規性喪失の例外期間が 6 カ月から 1 年に延長された。

解説③ 特許取得の要件

（P115 下から 8 行目） 新規性喪失の例外として、発明の公開日から 1 年以内に特許出願するなど、一定の要件を満たした場合には、新規性を失わないものとされています。

Unit 5 コンプライアンスと社会

事例58 通信販売の広告、その内容や返金条件が実際と異なる場合は？

P125 改正特定商取引法の施行（平成 29 年 12 月 1 日）により、ファクシミリ広告もオプトイン規制とオプトアウト規制の対象となった。

解説③ オプトイン規制とオプトアウト規制

（P125 下から 9 行目） 2016 年の特定商取引法改正により、ファクシミリ広告についても同様に規制の対象となりました。

根拠法令等▶（2 行目）15 条の 3（通信販売における契約の解除等）

罰則例等▶通信販売に関する規制に違反した場合等には、行政処分として指示や業務停止命令、業務禁止命令を受け、これらの指示や命令を受けたときはその旨が公表されます（特定商取引法 14 条 1 項・3 項、15 条 1 項・3 項、15 条の 2）。この指示に違反した場合は 6 カ月以下の懲役または 100 万円以下の罰金またはその両方（同法 71 条 2 号）、命令に違反した場合は、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金またはその両方に処せられます（同法 70 条 2 号）。

以上